

第 1 回上越市地域福祉計画策定委員会

次 第

〔 と き 平成30年6月26日（火）
15：00～16：30
ところ 木田庁舎 401 会議室 〕

1 開会

2 委嘱状交付

3 挨拶

4 委員紹介

5 委員長・副委員長の互選

6 議事

(1) 委員会の運営等について・・・・・・・・・・ 資料 1～3

(2) 地域福祉計画の基本的な考え方について・・・ 資料 4

(3) 意見交換

7 その他

8 閉会

上越市地域福祉計画策定委員名簿

(委員区分・五十音順、敬称略)

選出区分		氏名	所属等	備考
1	学識経験者	青木 茂	新潟医療福祉大学 社会福祉学部 准教授	委員長
2		佐藤 将朗	上越教育大学 准教授	
3	公募による市民	小杉 敏勝	市民	
4		山川 美香	市民	
5	福祉団体・福祉事業関係者	井部 佐恵子	上越市民生委員児童委員協議会連合会 柿崎地区会長	副委員長
6		西澤 恵	上越基幹相談支援センター 相談支援専門員	
7		宮本 慶之	社会福祉法人 上越市社会福祉協議会 地域福祉課長	
8		横尾 弘史	上越あたご地域包括支援センター板倉	
9	医療関係者	五十嵐 靖雄	いがらし整形外科	
10		片海 ひな子	三和ファミリー歯科医院	
11	その他諸団体の関係者	仲田 紀夫	上越市町内会長連絡協議会	
12		藤枝 セツ	上越人権擁護委員協議会	
13	教育関係者	廣川 由紀子	小中学校校長会 大島小学校長	
14	関係行政機関の職員	飯田 恭子	上越公共職業安定所 統括職業指導官	
15		中村 哲士	上越地域振興局 健康福祉環境部 副部長	

上越市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、上越市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するため、上越市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域福祉計画の策定に関する事項
- (2) その他地域福祉計画の策定に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる人のうちから市長が委嘱する15人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募による市民
- (3) 福祉団体・福祉事業関係者
- (4) 医療関係者
- (5) その他諸団体の関係者
- (6) 教育関係者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員会の委員の任期は、委嘱の日から地域福祉計画策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

ただし、委員長が互選される前に招集される会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の人出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

委員会運営に関する確認事項（案）

1 会議時間について

- ・ 原則として、1回の会議について概ね2時間程度までとする。

2 会議情報の公開について

(1) 会議及び会議録の公開

- ・ 会議及び会議録については、「上越市審議会等の会議の公開に関する条例」及び「上越市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則」に基づき、原則として公開する。

(2) 委員名簿の公開

- ・ 委員名簿は、公開するものとする。名簿には、名前、所属、役職を記載し、さらに委員会の役職名（委員長、副委員長）を記載する。

(3) 会議資料及び会議録の公開方法

- ・ 会議資料は、原則として会議終了後、市のホームページで公開する。
- ・ 会議録は、会議における議事の経過及び発言の要旨とし、事務局が作成後、委員長及び副委員長の確認を経て会議資料と同様の方法により公開する。
- ・ なお、発言者の委員名についても公開する。

3 審議の進め方

- ・ 議事は、委員個人の意見ではなく、合議により委員会としての全体意見を集約しながら進める。運営上の確認事項が生じた場合は、委員長は委員会に諮って決定する。
- ・ 各委員の発言時間を十分確保しながら、効率的・効果的な会議とするため、事務局は事前に資料を提供するとともに、簡潔に説明するよう努める。

4 委員会の日程

- ・ 別紙「スケジュール（案）」のとおり

スケジュール（案）

■ 第1回策定委員会（6月26日）

- ・ 委嘱状の交付
- ・ 委員長・副委員長の互選
- ・ 委員会運営に関する確認事項等について
- ・ 地域福祉計画の基本的な考え方について

■ 第2回策定委員会（7月下旬～8月上旬）

- ・ 基本理念、基本目標案について

■ 第3回策定委員会（9月中旬～下旬）

- ・ 計画素案について

■ 第4回策定委員会（11月中旬～下旬）

- ・ 計画案について

（パブリックコメントの実施：1月中）

■ 第5回策定委員会（3月中旬～下旬）

- ・ 計画最終案について

上越市地域福祉計画の基本的な考え方について

平成30年6月26日

上越市健康福祉部福祉課

【目 次】

1. 地域福祉計画について … P 1
2. 地域福祉計画の基本的な考え方について … P 3
3. 基本理念(当市における地域福祉の将来像)
等について … P 10
4. 参考資料 … P 11

1. 地域福祉計画について

1 地域福祉計画について

(1) 地域福祉計画とは

健康増進計画や障害者福祉計画などの市が策定した健康福祉に関する各種計画を包含し、福祉関係施策を総合的に推進するための理念計画（行政計画）

(2) 経過

平成19年3月に上越市地域福祉計画（対象期間：H19年度から23年度まで）を策定したが、健康増進計画や障害者福祉計画などの個別計画に事業の推進を委ねてきたことから、計画の改定がなされないまま、現在に至っている。

(3) 策定の必要性

①社会福祉法の改正により、平成30年度から地域福祉計画の策定が努力義務化された

②国では、「地域共生社会」の実現、包括支援体制の構築を提唱しており、地域住民や各種団体が積極的に関わり合い、地域の支え合い体制の強化が求められている

地域共生社会・・・制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

③健康福祉分野に関連する各種施策（計画）を総合的に推進するため、分野横断的に検討する必要がある

1 地域福祉計画について

(4) 計画の特徴

① 地域共生社会の実現に向けた地域福祉を総合的に推進するための理念計画

- ・これまでに市で策定した健康増進計画や障害者福祉計画などの健康福祉に関連する各種計画を包含した計画

② 住民参加による地域福祉の実現

- ・地域福祉推進への主体的参加の促進
 - ・住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備
- ⇒公募委員や町内会、民生委員などの地域住民を含む策定委員会の設置

③ 社会福祉協議会等との連携

- ・地域福祉の実現には、福祉関係の各種団体、特に社会福祉協議会との連携・協力が不可欠
- ⇒社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画との連携

※社会福祉協議会では、本計画と整合を図りながら平成30年度に地域福祉活動計画を策定

(5) 計画の期間


健康福祉に係る各種計画の上位計画に位置付けられている地域福祉計画は、上越市総合計画と整合を図る必要があることから、上越市総合計画の見直しの周期に合わせ、4年(平成31年度～平成34年度)とする。

2. 地域福祉計画の基本的な 考え方について

2 地域福祉計画の基本的な考え方について

これまでの市の主な取組

- 上越市第6次総合計画に基づき、「誰もが生涯を通じてこころと体の健やかさを実感できる環境が整い、安心して自分らしく暮らせるまちづくり」に向けた取組を進めている。
- 昨年度は、障害者福祉計画や健康増進計画など健康福祉に関する6つの計画を改定し、分野別に取り組を進めているところである。

- 
- 主な取組については、大きく「①高齢者」、「②障害のある人」、「③子ども」、「④健康増進」、「⑤生活困窮者」の5つに区分し、分野別に次ページ以降に記載。

2 地域福祉計画の基本的な考え方について

① 高齢者

項目	内容
地域包括支援センターの再配置	複雑化、多様化する困難事例への対応のため、平成30年度から全ての地域包括支援センターに3職種（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）を配置するなど、地域包括支援センターの再配置を行い、相談機能の強化を図った。
高齢者等の見守り体制の整備	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、地域住民や事業所、行政が緊密に連携し、地域全体で高齢者等を見守る体制づくりを進めている。
地域支え合い事業の実施	平成27年4月より、元気な高齢者が支援を必要とする高齢者及びその家族を支える「地域支え合い事業」を地域自治区ごとに住民組織等に要請し、介護予防をきっかけとした地域づくりに取り組んでいる。
上越市版オレンジプランの策定	認知症高齢者が増加するなか、認知症予防や認知症と診断された後に住み慣れた地域で生活するための取組を進めている。平成30年度はさらにこれら取組を一体的かつ効果的に実施していくため、「上越市版オレンジプラン」を策定する。
福祉避難所の整備	避難行動要支援者への支援体制を整備するとともに、特に配慮を必要とする高齢者等には福祉避難所をあらかじめ定め、災害時において、自宅から指定の福祉避難所に避難して、安心して避難生活ができるよう体制の整備を図った。

2 地域福祉計画の基本的な考え方について

② 障害のある人

項目	内容
相談支援ネットワークの構築	相談支援体制を強化するため、平成27年4月に基幹相談支援センターを立ち上げ、相談支援ネットワークを構築した。基幹相談支援センターと市内相談支援事業所との連携により、計画相談支援の実施率を高めるなど、相談機能の充実を図っている。
障害のある人が安心して暮らせる環境の整備	緊急時における短期入所の受入れや24時間体制の相談対応の体制を整備し、障害のある人が安心して暮らせる環境の整備を進めた。
上越市障害者差別解消支援地域協議会の設置	平成29年4月に「上越市障害者差別解消支援地域協議会」を設置し、官民をあげた推進体制の構築を行うとともに、差別解消などに向けた市民への周知啓発に着手している。

③ 子ども

項目	内容
地域での相談支援や保育サービスの充実	子育ての不安や悩みを抱える保護者に対する地域での相談支援や多様な保育サービスの充実に努め、育児と仕事の両立を進めている。
子どもの居場所づくりの推進	親子の遊びの場や子育て広場、放課後児童クラブ等を地域に設置するなかで、身近な地域での子どもの居場所づくりを進めている。
子どもの権利を大切にできる環境づくりの推進	児童虐待の発生予防や早期発見、早期対応を行うため、地域や関係機関と連携しながら適切な対応に努めるとともに、子どもの権利に関する普及啓発事業などを実施し、子どもの権利を大切にできる環境づくりを推進している。

2 地域福祉計画の基本的な考え方について

④ 健康増進

項目	内容
健診受診率の向上に向けた取組	<p>健診の結果や医療と介護給付費から市民の健康状態を分析した結果、生活習慣病の発症と重症化予防を進めることが「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」につながる事が分かってきた。</p> <p>市民の皆さんが健診を受けることで、自分の身体の状態を知ることができ、その後健康を保つために何をすべきかを考えられるよう、個別訪問等により保健指導を実施してきた。</p> <p>こうした結果、特定健診受診率は平成25年度に比べて平成28年度では5.6ポイント上昇し、51.4%（同規模市の中で1位）となるなど、取組の成果が着実に現れている。さらに健診受診や健康行動を勧めていくために、平成30年度からは健康づくりポイント事業を開始し、受診率のさらなる向上に努めていく。</p>

⑤ 生活困窮者

項目	内容
生活困窮者自立支援事業の実施 （自立相談支援事業、就労準備支援事業等）	複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、継続的かつ包括的に自立に向けた支援を実施するとともに、官民協働で支え合う地域ネットワークづくりを進めている。

2 地域福祉計画の基本的な考え方について

(1) 計画策定の目的

- 市では、「安心して自分らしく暮らせるまちづくり」を目指し、前述したような取組をこれまで進めてきた。
- 今後、少子化や高齢化が進むことを前提に、自分らしく暮らせるまちづくりをさらに進めていくため、「自助、互助、共助、公助のそれぞれが機能する地域社会の維持・向上」に取り組んでいくことが重要となってくる。
- 当市においては高齢者を対象に共助、公助に加え、地域住民の互助・共助による地域支え合い体制による支援など、地域包括ケアシステムを推進しており、今後は子どもや障害のある人等にも対象を広げていくことで「上越市版地域包括ケアシステム」の構築を進めていく。

(参考)地域包括ケアシステム(厚生労働省ホームページより)

重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体となって提供されること

- また、社会全体で支え合う取組を安定的に継続していくためには、地域住民等が自らの地域に思いを持ちながら、主体的に活動することが必要となってくる。
- そこで、地域において主体的な活動が円滑に行われるよう、当市における地域福祉の将来像を示すため、「地域福祉計画」を策定する。

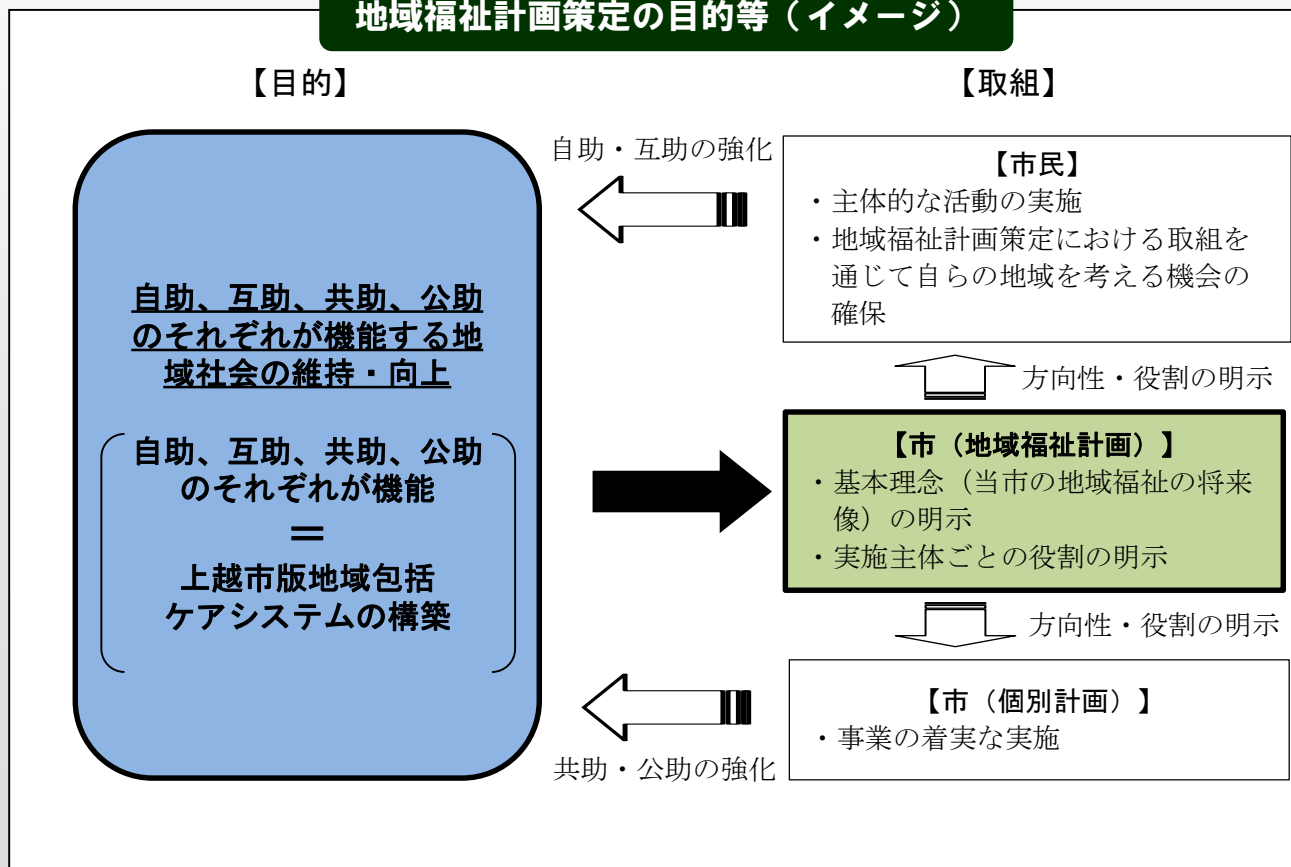
2 地域福祉計画の基本的な考え方について

(1) 計画策定の目的

計画策定の目的

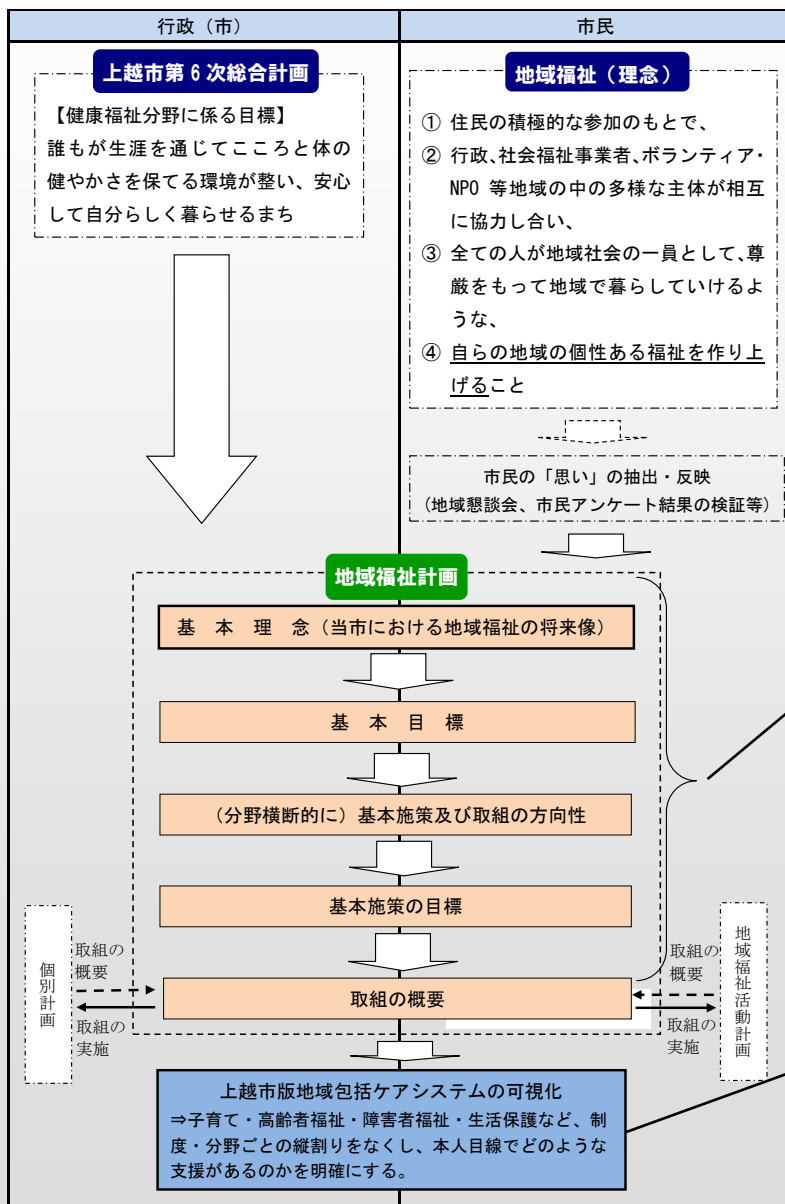
自助、互助、共助、公助のそれぞれが機能する地域社会の維持・向上

地域福祉計画策定の目的等（イメージ）

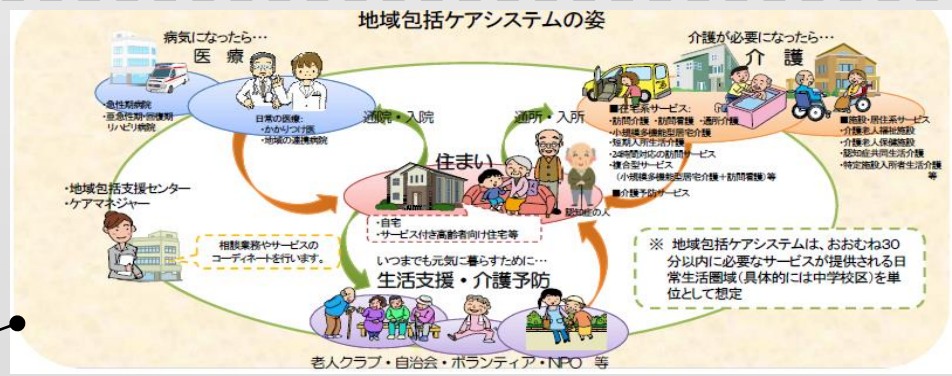
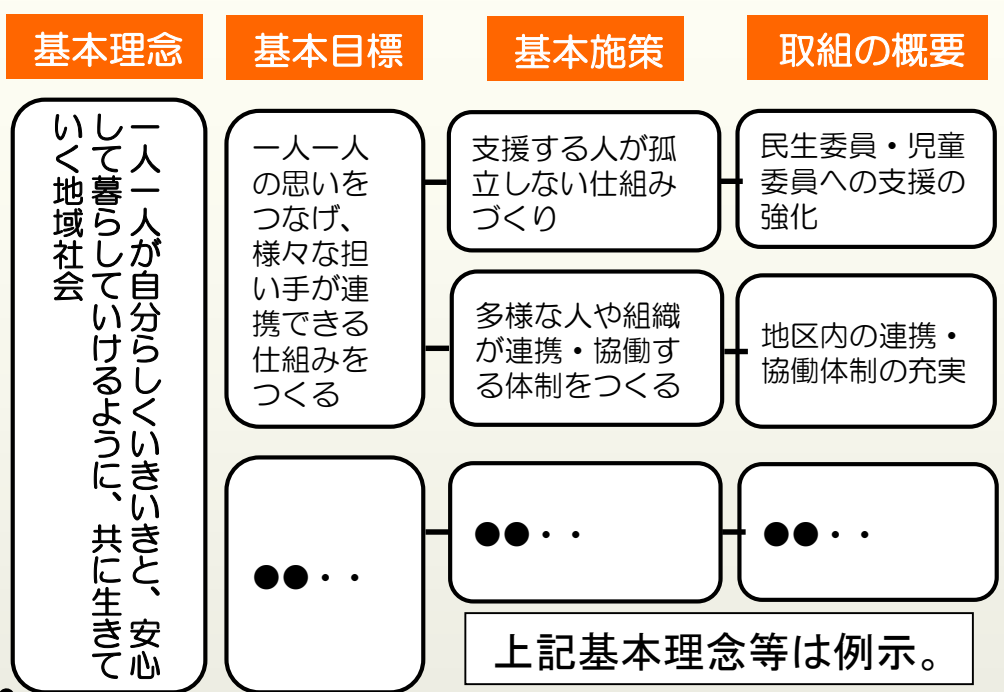


2 地域福祉計画の基本的な考え方について

(2) 計画の骨子



施策の体系及び上越市版地域包括ケアシステム可視化(イメージ)



「地域包括ケアシステム」(厚生労働省)
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureshi_a/chiki-houkatsu/を加工して作成

3. 基本理念(当市における地域福祉の将来像)等について

3 基本理念（当市における地域福祉の将来像）等について

行政（市）の視点

上越市第6次総合計画

【健康福祉分野に係る目標】
誰もが生涯を通じて心と体の健やかさを保てる環境が整い、安心して自分らしく暮らせるまち

市民の視点

地域懇談会や市民の声アンケート

市民の「思い」の抽出

事務局で案を作成

基本理念（当市における地域福祉の将来像）

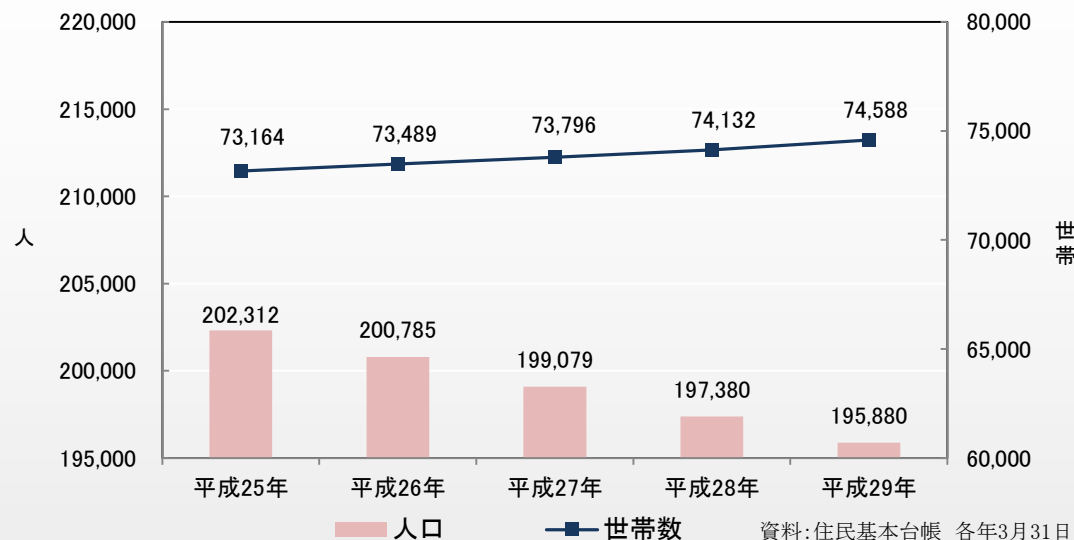
基本目標

第2回策定委員会（7月下旬～8月上旬頃）で議論

4. 參考資料

4 参考資料

(1) 人口・世帯数の推移



(2) 出生率の推移

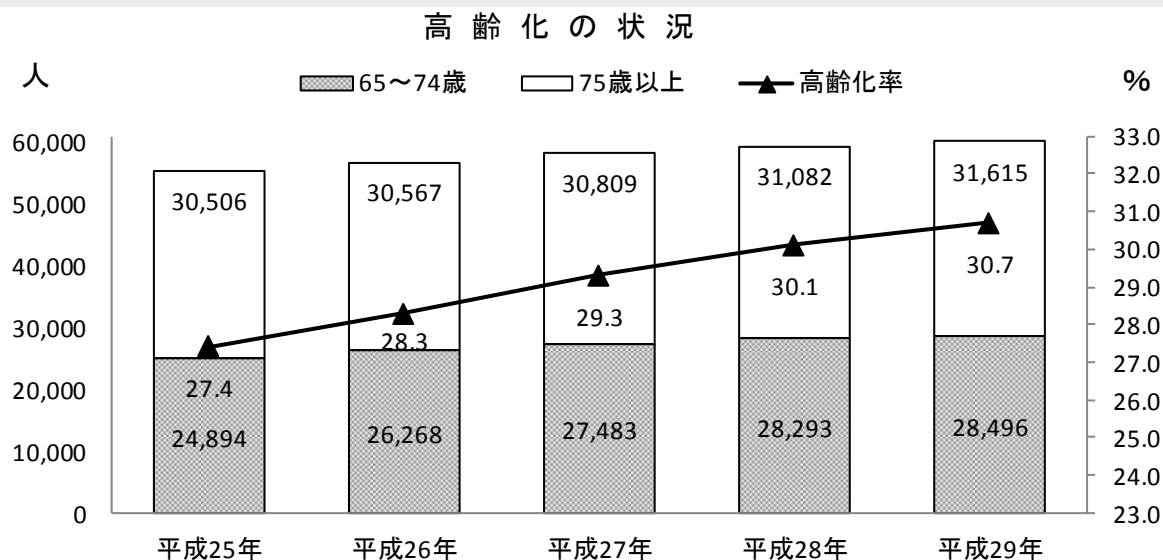
年次	区分	合計特殊出生率（出生率）（％）			出生数（人）		
		上越市	新潟県	全国	上越市	新潟県	全国
24		1.60 (7.8)	1.43 (7.5)	1.41 (8.2)	1,559	17,476	1,037,231
25		1.68 (8.0)	1.44 (7.4)	1.43 (8.2)	1,591	17,066	1,029,816
26		1.57 (7.2)	1.43 (7.2)	1.42 (8.0)	1,431	16,480	1,003,539
27		1.59 (7.6)	1.44 (7.1)	1.45 (8.0)	1,493	16,339	1,005,677
28		1.56 (7.1)	1.43 (6.9)	1.44 (7.8)	1,392	15,736	976,979

4 参考資料

(3) 高齢化の状況

区分 年次	65歳以上			75歳以上		
	人数（人）	伸び率（%）	高齢化率（%）	人数（人）	伸び率（%）	総人口に対する割合（%）
25	55,400	2.5	27.4	30,506	1.4	15.1
26	56,835	2.6	28.3	30,567	0.2	15.2
27	58,292	2.6	29.3	30,809	0.8	15.5
28	59,375	1.9	30.1	31,082	0.9	15.7
29	60,111	1.2	30.7	31,615	1.7	16.1

※各年3月31日現在



当市においては全国よりも早く高齢化が進行しており、ピークを迎える平成33年の高齢者人口は62,013人、高齢化率は32.7%に達するものと推計している。

4 参考資料

(4) 障害のある人の状況

(単位:人)

区分 年次	身体障害者 手帳交付数	療育手帳 交付数	精神障害者 保健福祉手帳 交付数
25	8,019	1,431	1,384
26	8,027	1,494	1,492
27	7,944	1,535	1,600
28	7,760	1,595	1,725
29	7,593	1,643	1,710

※各年4月1日現在

(5) 生活保護の動向

年度	被保護世帯 (世帯)	被保護人員 (人)	保護世帯率 (%)	保護率 (%)	総世帯 (世帯)	総人口 (人)
24	938	1,280	12.79	6.36	73,315	201,153
25	990	1,352	13.47	6.78	73,485	199,410
26	1,053	1,395	14.25	7.05	73,871	197,708
27	1,061	1,371	14.31	6.96	74,144	197,026
28	1,013	1,293	13.58	6.61	74,584	195,475

※数値は各年度における月平均値。%は千分比。総世帯数と総人口は各年10月1日の推計値